

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2

氏 名 株式会社共栄サービス

代表取締役 諸橋宏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 令和 元年 6月 9日

許可の有効期限 令和 6年 6月 8日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪がれき類（以上11種類）

※④については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑩については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑪については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 21年 6月 9日 新規許可

平成 26年 6月 9日 更新許可

令和 元年 6月 9日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

再複写無効
確認印の無いものについては
当社が発行した許可証(写し)では
効りません

確認印

株式会社共栄サービス